

新郷村農業委員会の委員の選任に関する規則

新郷村規則第13号

平成28年5月9日

(目的)

第1条 この規則は、新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年3月新郷村条例第10号）に基づく農業委員（以下「委員」という。）を選任する手続き等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）等の法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集)

第2条 委員は、法第9条の規定に基づき、委員として選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 農業者、農業者が組織する団体その他関係者からの推薦
- (2) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第3条 委員に推薦され又は募集に応じることができる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村に住所を有すること。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
- (2) 村の職員でないこと。ただし、特別職にある者はこの限りでない。

(推薦手続き等)

第4条 第2条第1項第1号に規定する推薦にあたっては、新郷村内に住所を有する農業者等3名以上が連名した「新郷村農業委員会委員推薦書（様式1）」をもって推薦するものとする。ただし、農業者が組織する団体等が推薦するときは、「新郷村農業委員会委員推薦書（様式2）」をもって推薦するものとする。

2 前項に規定する推薦書は、村長へ提出するものとする。

(募集手続き等)

第5条 第2条第1項第2号に規定する募集にあたっては、次の手続き等を通じて、村内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 村掲示板への掲示
- (2) 村ホームページへの掲載
- (3) その他村長が必要と認める手続き等

2 募集に応じる者は、「新郷村農業委員会委員応募書(様式3)」に、必要事項を記載し、村長へ提出するものとする。

(公表)

第6条 村長は、委員の推薦及び募集期間を公表するとともに、推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後に、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、年齢、職業等を遅滞なく村掲示板及び村ホームページで公表するものとする。

(候補者の評価)

第7条 第4条及び第5条の規定に基づき、推薦又は募集に応じた者が定数を超えた場合、村長は、新郷村農業委員会の委員候補者評価委員会運営規程に基づく新郷村農業委員会の委員候補者評価委員会(以下「委員候補者評価委員会」という。)に、委員となるべき候補者(以下「候補者」という。)について、その評価の意見を求める。

2 委員候補者評価委員会は、その合議によって候補者を評価したうえで、村長に報告する。

(委員の選任)

第8条 村長は、委員候補者評価委員会の報告を受け、候補者を決定のうえ、当該候補者について、村議会の同意を得て委員を選任し、これに辞令を交付して委員に任命する。

(欠員の補充)

第9条 農業委員会の委員について、罷免、失職及び辞任により、委員の定数の3分の1を超える欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やか

に委員の補充に努めなければならない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この規則は、公布の日から施行する。